

**令和 7 年度 洋上風力発電設備導入促進事業業務委託
公募型企画提案募集要項**

1 趣旨

静岡県は、令和 6 年度に「再生可能エネルギー等導入拡大基礎調査」を実施し、洋上風力発電の導入ポテンシャルを整理し、それをもとに、今年度、ポテンシャルを有する遠州灘沿岸の 6 市（湖西市、浜松市、磐田市、袋井市、掛川市、御前崎市）と県による検討会を設置し、本県における洋上風力発電のあり方を検討することとしており、検討会での議論の活性化を図るため、円滑な会議運営と参加者の洋上風力発電事業への理解を深めることを目的として、洋上風力発電設備導入促進事業業務委託の企画提案を公募し、同業務の委託先を選定する。

2 公告

令和 7 年 9 月 26 日（金）に静岡県ホームページに掲載

3 業務の概要

(1) 業務内容

ア 委託業務名

令和 7 年度洋上風力発電設備導入促進事業業務委託

イ 内容

別添「令和 7 年洋上風力発電設備導入促進事業業務委託仕様書」のとおり

(2) 履行期間

履行期間は契約締結の日から令和 8 年 2 月 27 日（金）までを予定

(3) 委託料上限額

4,400,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 担当部局及び連絡先（窓口）

静岡県経済産業部産業革新局エネルギー政策課

住所 〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6

T E L 054-221-2949

F A X 054-221-2698

電子メール energy@pref.shizuoka.lg.jp

5 応募資格

次の掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- (2) 静岡県における競争入札参加資格の認定を受けている者。
- (3) 参加表明書（企画提案書）の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 次のアからエのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的

- をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
(6) 次に示す同種業務について、令和4年4月1日以降に完了した実績を有すること。ただし、共同企業体としての実績は認めない。
・国、都道府県又は政令指定都市における洋上風力導入検討に関する調査業務

6 応募方法

(1) 日程

ホームページによる公告開始	令和7年9月26日（金）
質問票の提出期限	令和7年10月3日（金）午後5時
質問票の回答	令和7年10月7日（火）
参加表明書・企画提案書の提出期限	令和7年10月9日（木）午後5時
プレゼンテーション	令和7年10月17日（金）
審査結果の通知	令和7年10月20日（月）
※応募者の状況により変更する場合がある。	

(2) 参加表明書、企画提案書の提出

本企画提案方式に参加を希望する者は、次により参加表明書、企画提案書を提出すること。

ア 提出期間

令和7年9月26日（金）から令和7年10月9日（木）午後5時までの間

イ 提出方法

4に示す窓口にて電子メールにて提出すること。

- ・電話で着信を確認すること
- ・送信された企画提案書のプリントアウトは白黒印刷で行う。
- ・使用可能なソフトは、ワード、エクセル又はPDF ファイルとし、容量は2MB以内とすること。

ウ 提出内容

- | | |
|--------------|----|
| ・参加表明書（様式1号） | 1部 |
| ・企画提案書（様式2号） | 1部 |
| ・金額内訳書（様式任意） | 1部 |

(3) 本募集要項等についての質問の受付及び回答

質問は、質問書（様式3号）により行うものとする。質問に対する回答書は、質問書を受理した日から2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に質問者に対して電子メールにより行うほか、下記により閲覧に供する。

ア 質問書受付期間

令和7年9月26日（金）から令和7年10月3日（金）午後5時まで

イ 質問書提出先

4に示す窓口

電子メール（メール送信の旨を窓口へ連絡すること。）

ウ 回答書閲覧期間

回答した日から令和7年10月9日（木）まで（ただし、窓口での閲覧は午前9時から午後5時までとし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

エ 回答書閲覧場所

4に示す窓口で閲覧するほか、静岡県エネルギー政策課ホームページに掲載する。

7 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

企画提案書は様式2号により作成し、「3 提案内容」は、A4判用紙2枚以内（両面印刷の場合は1枚以内）とすること。

「4 予算額」については税込みとし、任意様式で金額の内訳を添付すること。積算の際の参考及び企画提案書を特定するための評価項目として用いる。

その他、様式に記載した留意事項を参照の上作成すること。

8 審査の実施

企画提案書の内容等について、次のとおりヒアリングを実施し、企画提案書の評価を行う。

(1) 書面審査（応募多数の場合）

ア 実施方法等

6者以上から企画提案書が提出された場合、エネルギー政策課は提出された企画提案書に対して書面審査を行い、プレゼンテーション参加者5者を選定する。

選定された者にはその旨及びプレゼンテーションの実施について、選定されなかった者にはその旨について、電子メールにより令和7年10月9日（木）までに通知する。

イ 非選定に関する事項

① 選定されなかった者に対しては、非選定通知の日の翌日から7日以内（土曜、日曜及び祝日を除く。）に書面（書式自由）により、担当部局に対して非選定理由について説明を求めることができる。

② 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(2) プレゼンテーション

企画提案の内容について、企画提案書を提出した者（6者以上の場合は（1）により選定された者）によりプレゼンテーションを実施する。

委員の採点結果により、基準点（満点に対する60%）を超える者の中から、総合得点が最も高い者を随意契約の相手方となる候補者として選定する。

WEB形式（Zoomを予定）での開催を予定しているが、実施日時を含め、詳細は別途通知する。

ア 実施日

令和7年10月17日（金）（予定）

イ ヒアリング事項

- ・企画提案書の内容について説明
- ・質疑応答

9 評価項目

書面審査

	評価項目	評価基準	配点
1	業務実績	洋上風力に関する調査、計画策定業務について十分な実績を有しているか。	10
2	実施体制	業務を適正かつ確実に実施するための体制が整い、能力を有した人材を確保しているか。	5
3	提案内容	提案内容が的確で効果が見込めるか。	15
4	経費適正	予算の積算内訳が適切か。	5
合計			35

プレゼンテーション

	評価項目	評価基準	配点
1	業務実績	洋上風力に関する調査、計画策定業務について十分な実績を有しているか。	10
2	実施体制	業務を適正かつ確実に実施するための体制が整い、能力を有した人材を確保しているか。	5
3	提案内容	提案内容が的確で効果が見込めるか。	15
4	説明内容	説明や資料がわかりやすくまとめられているか。	5
5	経費適正	予算の積算内訳が適切か。	5
合計			40

10 選定結果

選定結果については、すべての企画提案者に通知する。

11 契約方法

静岡県と契約候補者は協議により、企画提案書の内容に基づき委託業務に係る仕様を確定させ、契約を締結する。

12 その他

- (1) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとし、文字サイズは原則 11 ポイント以上とする。
- (2) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となる。
 - ・提出期限を過ぎて書類が提出された場合
 - ・提出書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ・その他県があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (3) 企画提案は、1 者につき 1 案とする。
- (4) 企画提案書の作成及び提出、ヒアリングに要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (5) 提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲で複写することがある。
- (6) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (7) 提出された書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。
- (8) 提出された書類は、静岡県情報公開条例（平成 12 年 10 月 27 日条例第 58 号）に基づく情報公開の対象となる。